

## 大学共同利用機関法人自然科学研究機構における広報の基本方針

平成20年10月30日  
機 構 長 決 定

大学共同利用機関法人自然科学研究機構(以下「機構」という。)の存在意義や役割、意思を明示し、機構が行う活動内容や機構が設置する大学共同利用機関(以下「機関」という。)が生み出す研究成果等について、広く社会に対し広報活動に努めることは、国民に対する説明責任を果たす意味でも重要な責務である。

機構及び機関における広報活動を効率的かつ効果的に実施するため、広報活動の実施に係る基本の方針を定めるものである。

以下に、機構が取り組む広報に関する考え方を明らかにする。

### 1. 機構における広報活動の目的

機構は、以下の目的を果たすために広報を展開する。

- (1) 社会への説明責任
- (2) 研究者、産業界、経済界への研究活動の発信、研究連携及び産学連携に係る情報発信
- (3) 地域、一般市民への社会貢献活動
- (4) 学生への教育活動
- (5) 海外への情報発信、国際連携に係る情報発信

### 2. 分かりやすい広報の推進

- (1) 活動内容や研究成果等を分かりやすく伝えるよう努力する。
- (2) 最新のIT技術を積極的に活用する。
- (3) 広報の内容や対象によって、マスメディア、ホームページ、広報誌、各種イベント等の各種広報手段を組み合わせ活用する。
- (4) 情報のバリアフリー化を推進する。
- (5) 報道関係に提供する資料については、的確な報道に資する分かりやすい表現を用いるよう努力する。

### 3. 双方向を意識した広報

寄せられた質問や意見等に対し、的確な対応を行う。

#### 4. 機構内の連携

- (1) 的確な広報を行うため、広報担当と実施担当との連携を十分に図る。
- (2) 機構内の広報に関する体制を整備するとともに、機構の広報担当と機関の広報担当の意見交換を実施する。

#### 5. 危機管理における広報

危機に直面した場合のネガティブな情報に関する情報発信については、外部に対しての適切な説明責任を果たすため、迅速で的確に対処する。

#### 6. その他

機構所有の情報を公開する場合には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）に基づき、適切に対処する。